

札幌市有施設太陽光発電設備設置ほか検討業務 仕様書

本仕様書は、札幌市（以下、本市という）が行う「札幌市有施設太陽光発電設備設置ほか検討業務（以下、本業務という）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1 業務名称

札幌市有施設太陽光発電設備設置ほか検討業務

2 業務の目的

札幌市は環境省の募集する脱炭素先行地域に採択され、2030年までに市有施設と未利用地へ太陽光発電設備の導入を進めている。

しかしながら、導入対象となる既存の市有施設は、構造的な課題等により、太陽光発電設備の設置が困難である。

そのため、従来の公共工事による屋根置きにとらわれず、積雪寒冷地での設置事例がまだ少ない軽量太陽光パネルの壁面設置等、新たな手法の検討を行い目標達成に取り組む必要がある。

このことを踏まえ、本業務では、既存の市有施設約450施設より太陽光発電設備の設置が効果的な施設を抽出のうえ、施設の特性に応じた太陽光発電設備の設置方法、設置位置、発電容量等を検討し、設置可能な150施設の選定を行う。

また、太陽光発電設備を設置した施設で消費しきれない余剰電力等は、他市有施設で活用する必要があるため、余剰電力等の活用方法の検討を行う。

3 業務履行期限

契約を締結した日～令和8年3月26日

4 業務内容

(1) 市有施設への太陽光発電設備設置に向けた調査検討

ア 本業務での検討項目は以下のとおり

- ・既存の市有施設約450施設より太陽光発電設備の設置が効果的な施設を抽出のうえ、設置に係る検討を行い、設置可能な施設を150施設選定する。また、設置可能な施設における太陽光発電設備の設置方法、設置位置、発電容量等の検討を行う。

なお、既存の市有施設一覧表は、企画競争参加申請書の提出があったものに対し交付する。

- ・設置可能な施設として選定する150施設のうち、基幹避難施設である各区体育館（10施設）は、必ず選定する。なお、冬期も発電できる設置方法、設置位置とし、5kWh程度の蓄電池を設置する。

- ・抽出した施設のうち、壁面設置等の建築物の構造に影響を与える設置方法となる施設を対象とし、太陽光発電設備を設置することによる建築物の構造に対する影響を検証する。

- ・太陽光発電設備設置に伴い仕上げ材、建具、受変電設備等の改修等が必要となる場合は、改修等の方法を検討する。

イ 検討に対する諸条件

- ・原則、接着による設置方法、脱落防止措置が確立された3.5kg/m²程度の軽量太陽

光パネルによる壁面設置を優先的に検討する。

- ・太陽光パネルを壁面設置する場合は、機械的な脱落防止措置を併用する。
- ・軽量太陽光パネルによる壁面設置が行えない場合は、屋根上、地上への設置等の検討も可能とする。
- ・別途示す4施設については、地上への設置を優先的に検討する。
- ・設置位置は、施設の運営に支障がない、かつ、利用者等の安全性が確保できる場所とする。
- ・施設選定にあたっては、外壁改修工事等の太陽光発電設備の設置に付随する工事内容等を考慮する。
- ・本業務に使用する図面、構造計算書、電力需要等必要なデータ等は委託者から提供する。

ウ 検討をもとに以下の資料を作成する

- ・検討結果一覧表
施設ごとの検討結果をまとめた一覧表を作成する。
- ・概略プロット図
検討内容を踏まえて委託者が提供する平面、立面図等に抽出した施設における太陽光発電設備の設置位置、仕様、重量等を記載したプロット図を作成する。
- ・太陽光発電システム系統図
- ・太陽光発電設備の発電容量検討書
- ・建築物の構造に対する影響の検証書
- ・仕上げ材等改修概要書
- ・概算工事費算出表

(2) 再生可能エネルギー電力の活用に向けた調査検討

ア 本業務での検討項目は以下のとおり

- ・国、札幌市の脱炭素化に向けた目標等を整理する。
- ・札幌市有施設の電力需要量、再生可能エネルギー電力供給量の総量の簡易試算を行う。
- ・再生可能エネルギー電力の活用手法の洗い出しを行う。
- ・他自治体における再生可能エネルギー電力活用 of 取組状況を調査する。
- ・各再生可能エネルギー電力の活用手法のコスト試算を行う。
- ・各再生可能エネルギー電力の活用に係るスケジュールを整理する。
- ・各再生可能エネルギー電力の活用手法のメリット、デメリットを整理し、評価を行う。

5 事業規模

以下の予算の範囲内で企画提案を行うこと。

62,040,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 成果物

- (1) 調査報告書 2部
- (2) (1)の電子データ及び調査に使用・作成した関連データ（CD-R） 1部

7 納入場所

札幌市環境局環境都市推進部環境エネルギー課
(札幌市中央区北1条西2丁目本庁舎12階)

8 付帯要件

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、本仕様書に基づき、委託者と協議のうえ、適宜打合せ、調整を図り、業務を履行するものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払い、札幌市個人情報保護条例（平成16年10月4日札幌市条例第35号）に基づき十分留意すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託する場合で、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 業務に関する必要な資料等については、委託者が受託者の請求により貸与するものとし、受託者は貸与された資料等を亡失等のないよう厳重に保管し、業務完了後は速やかに返還すること。
- (5) 受託者は、契約期間終了後といえども、納入した成果品に不備が認められたときは、速やかに成果品の訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。作業にあたり、受託者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合、受託者の負担により対処するものとする。
- (6) 本業務の成果品に関する一切の権利は、委託者に帰属するものとする。
- (7) 受託者は委託者の承諾なしに、成果品を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。
- (8) 本委託について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定する。